

政務活動費の不明瞭な入出金
等に係る調査特別委員会
調査報告書

令和5年（2023年）2月

目 次

第1章

第1 調査の趣旨	3
第2 調査の経過	4
第3 証人による証言の概要	9
1 本事案の発生当時に松尾議員（当時）と同じ会派の「大阪維新の会・吹田」に所属していた4人の市議会議員から得た証言の概要	
2 地域政党「大阪維新の会」の総務会長で大阪府議会の杉江友介議員から党本部での調査に関し得た証言の概要	
第4 判明した事項	15
1 松尾議員（当時）による政務活動費専用口座からの不明瞭な入出金について	
2 不明瞭な入出金の調査で松尾元議員の家賃支払状況まで対象範囲が及んだ背景及び結果について	
3 「大阪維新の会・吹田」の政務活動費の支出状況について	
第5 明確にできなかった事項	19
1 令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）までの不明瞭な入出金に関する事項	
2 令和4年度（2022年度）における不明瞭な入出金に関する事項	
3 不明瞭な入出金に関する個別の事項	
第6 問題点	20
1 松尾元議員の会派の政務活動費経理責任者としての規範意識の欠如	
2 「大阪維新の会・吹田」における政務活動費の入出金に係る管理・チェック体制の不備	
第7 まとめ	21
1 調査で判明した事項に対する結論	
2 調査の結論に基づく今後の対応など	
3 謝辞	

第2章

第8 調査特別委員会の設置について	31
-------------------------	----

1	設置の経緯	
2	委員会の概要	
3	委員定数及び構成	
第9	調査経費	33
1	調査経費（予算）	
2	調査に要した額	
第10	証人の出席等	34
1	証人尋問の概要	
第11	記録の提出状況	37
第12	証人の出頭拒否・不出頭及び記録の提出拒否・不提出の状況	45
1	証人の出頭拒否・不出頭の状況	
2	記録の提出拒否・不提出の状況	
第13	告発の状況	47
1	告発の概要	
第14	委託契約	51
1	弁護士への法的助言等業務委託	
第15	委員会等の開催状況	52

第 1 章

第1 調査の趣旨

吹田市議会においては、議員の調査研究その他の政務活動に資するため必要な経費の一部として、各会派に対して各四半期の最初の月に当該四半期分の政務活動費を交付することとしており、各会派において、交付された政務活動費を会派代表者や政務活動費の経理責任者が中心となって専用口座で管理し、執行している。

この度、令和4年（2022年）9月26日に、齋藤^{さいとう} 晃^{あきら}議員のホームページ上で、「吹田市議会における会派「大阪維新の会・吹田」の政務活動費について金銭管理上で不適切な扱いが繰り返されていたことが本年8月初旬に判明し、事実関係を開示し、処分等の対応がなされるべきであるが、行われていない」旨の発信がなされた。（なお、齋藤議員は、このことを理由として同年9月23日付けで大阪維新の会・吹田から離脱している。）

政務活動費に関わることであり、議長として齋藤議員の発信内容を確認する必要があることから、坂口^{さかぐちたえこ}妙子議長が大阪維新の会・吹田の会派代表者である高村^{たかむらまさとし}将敏議員に説明を求め、令和4年（2022年）10月5日に報告を受けたが、その内容は経理責任者である松尾^{まつおしょうた}翔太議員（同年10月9日付けで議員辞職）が、政務活動費専用口座において複数回にわたり不明瞭な入出金を行っていたというものであった。

この報告内容を共有するため、翌日の令和4年（2022年）10月6日に急きょ、政務活動費経理責任者会議を開催し、高村議員から改めて説明を受け、質疑を行った。また、翌日の同年10月7日には、議会運営委員会を開催し、高村議員に加え、松尾議員（当時）本人からも説明を受け、質疑を行ったが、松尾議員（当時）の私的流用があったのかどうかも含め、なぜこのような不明瞭な入出金があったのか、両日の会議では解明することはできなかった。

この事案については、「一会派の不適切な取扱いに過ぎない」「出金の後に同額の入金となっていて市に損害は与えていない」との考えもあった一方で、多くの議員が、政務活動費は公金であり、その公金の支出をチェックする権限を持つ議会において不明瞭な管理がなされていたこと、それにより吹田市議会全体への不信感が生まれたことを重く受け止め、真相究明は不可欠であるとの考えに至った。

そのため、16名の議員が地方自治法第101条第3項の規定に基づき、市長へ臨時会の招集請求を令和4年（2022年）10月17日に行い、同年10月26日に臨時会が開催され、地方自治法第100条第1項などに規定された調査権を持つ「政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会」、いわゆる「100条委員会」を設置することについて賛成多数で可決し、松尾元議員による不明瞭な入出金等の真相究明と再発防止のための調査を行うこととしたものである。

第2 調査の経過

第2 調査の経過

令和4年（2022年）10月26日に本特別委員会を設置してから、最終回となる令和5年（2023年）2月13日の委員会開催までの約4か月間で、15回の委員会と20回の準備会を開催し、調査を行った。

開催内容は以下に示すとおりであるが、準備会は、主に委員会を円滑に進行することを目的とし、委員会の協議案件について、事前に委員間で自由闊達な協議を行う場と位置付け、非公開として開催した。

第1回準備会（令和4年（2022年）10月31日開催）では、本特別委員会の調査の目標、調査スケジュール、法的な助言を得るための弁護士選任の要否など、今後の本特別委員会の進め方などについて協議を行った。

第2回準備会（令和4年（2022年）11月2日開催）では、どの時期に誰に記録提出の請求や証人尋問を行うのかなどについて協議を行った。

第3回準備会（令和4年（2022年）11月8日開催）では、大阪維新の会・吹田の政務活動費の入出金等に関する松尾元議員とのやり取りの内容などについて、吹田市議会事務局職員に聞き取り調査を行った。また、松尾元議員に対する証人尋問を行うかどうかなどについて協議を行った。

この第3回準備会までの協議結果を踏まえ、第1回委員会（令和4年（2022年）11月8日開催）では、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、同年11月17日に松尾元議員を証人として出頭を求め、証言を求める事項に関し尋問することを決定した。

その後、第4回準備会（令和4年（2022年）11月16日開催）では、大阪維新の会・吹田元所属の斎藤議員、大阪維新の会・吹田所属の高村議員及び橋本議員に対し、政務活動費経理責任者会議（同年10月6日開催）や議会運営委員会（同年10月7日開催）での質疑内容及び本件に係る大阪維新の会・吹田会派内での調査の進捗状況などについて聞き取り調査を行った。また、同年11月17日の委員会での松尾元議員に対する尋問内容、尋問者、尋問方法などのほか、弁護士との委託契約に関し、協議を行った。

この準備会の協議結果を踏まえ、第2回委員会（令和4年（2022年）11月17日開催）では、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、松尾元議員に対して尋問を行う予定であったが、松尾元議員から、付した理由（45ページを参照）により出頭を拒否する旨の回答があり、当日、出頭しなかったことから、証人尋問を中止することとし、松尾元議員が本特別委員会への出頭を拒否した理由は、正当な理由に該当しないと判断した。また、本特別委員会の調査を進めていくに当たり、法的な助言を得る必要があることから、他市議会の100条委員会において法的な助言等を行った実績がある本^{ほん}多重夫^{だしげお}弁護士と委託契約を締結することを決定した。

その後、第5回準備会（令和4年（2022年）11月17日開催）では、大阪維新の会・吹田所属の井口直美議員^{いぐちなおみ}に対し、政務活動費経理責任者会議や議会運営委員会での質疑内容及び本件に係る大阪維新の会・吹田会派内での調査の進捗状況などについて聞き取り調査を行った。

また、第6回準備会（令和4年（2022年）11月22日開催）では、松尾元議員の出頭拒否に対する対応及び記録提出の請求について協議した。

さらに、第7回準備会（令和4年（2022年）11月30日開催）では、記録の提出請求及び松尾元議員に対する証人尋問について協議した。

これまでの準備会の協議結果を踏まえ、第3回委員会（令和4年（2022年）12月2日開催）では、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、同年12月13日に松尾元議員を証人として出頭を求め、証言を求める事項に関し尋問することを決定した。また、株式会社りそな銀行、大阪維新の会・吹田、吹田市議会事務局、大阪維新の会・吹田所属の高村議員、橋本議員、井口議員、大阪維新の会・吹田元所属の斎藤議員のほか、松尾元議員に対して記録の提出請求を行うことを決定した。

また、第4回委員会（令和4年（2022年）12月5日開催）では、地域政党の大阪維新の会に対する記録の提出請求を行うことを決定した。

その後の第8回準備会（令和4年（2022年）12月12日開催）では、松尾元議員から同日付けで回答のあった同年12月13日の本特別委員会への出頭を拒否する理由（45ページを参照）が、正当なものであるかを協議し、委員発議により、松尾元議員の不出頭に対する告発を委員会提出議案として提案することとなった。

これにより、第5回委員会（令和4年（2022年）12月13日開催）では、松尾元議員が実際に出頭しなかったため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき予定していた証人尋問の中止を決定した。また、松尾元議員が本特別委員会への出頭を拒否した理由は、正当な理由に該当しないと判断し、不出頭に対する告発を委員会提出議案として、令和4年11月定例会最終日の12月20日開催の本会議に提案することを決定した。そのほか、大阪維新の会・吹田所属の高村議員、橋本議員、井口議員及び大阪維新の会・吹田元所属の斎藤議員に対し、それぞれ証人として出頭を求めることを決定した。

なお、松尾元議員の不出頭に対する告発については、令和4年11月定例会最終日の本会議において賛成多数で可決され、その後、議長名による告発書が大阪地方検察庁^{けんじせい}検事正宛てに提出された。

また、第9回準備会（令和4年（2022年）12月14日開催）では、大阪維新の会・吹田所属の橋本議員、高村議員、井口議員及び大阪維新の会・吹田元所属の斎藤議員に対する証人尋問を行う同年12月20日から22日の本特別委員会についてのほか、本特別委員会の調査経費の追加について協議を行った。

第2 調査の経過

これにより、第6回委員会（令和4年（2022年）12月20日開催）では、大阪維新の会・吹田所属の橋本議員に対し、証人尋問を行った。また、株式会社りそな銀行から申出があったため、請求していた記録の提出の期限延長を決定した。

また、第7回委員会（令和4年（2022年）12月21日開催）では、高村議員及び井口議員に対し、証人尋問を行うとともに、吹田市議会事務局に対し、記録の提出請求を行うことを決定した。

さらに、第8回委員会（令和4年（2022年）12月22日開催）では、斎藤議員に対し、証人尋問を行った。

この間の証人尋問では、大阪維新の会・吹田所属の高村議員、橋本議員、井口議員及び大阪維新の会・吹田元所属の斎藤議員から、松尾元議員の金銭の管理がずさんであったことや、会派内で調査を行ってきたことなどの証言を始め、提出された記録に関連する証言や地域政党の「大阪維新の会」党本部及び同支部での聞き取り調査の報告などに関する証言が得られた。

その後、第10回準備会（令和4年（2022年）12月22日開催）では、同年12月20日から22日に掛けて実施した大阪維新の会・吹田所属の高村議員、橋本議員、井口議員及び大阪維新の会・吹田元所属の斎藤議員に対する証人尋問を踏まえ、今後の証人尋問や記録の提出請求などに関し、次回以降の協議内容について協議した。

また、第11回準備会（令和4年（2022年）12月26日開催）では、出頭を求める関係人、証言を求める事項の確認及び記録提出の請求について協議を行った。

さらに、第12回準備会（令和4年（2022年）12月27日開催）では、大阪維新の会の総務会長である杉江友介^{すぎえゆうすけ}大阪府議会議員に対する証人出頭請求、記録の提出請求について協議した。

これまでの準備会の協議結果を踏まえ、第9回委員会（令和4年（2022年）12月27日開催）では、杉江府議会議員に対し、証人出頭請求を行うことを決定した。また、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）、大阪維新の会、吹田市議会事務局、大阪維新の会・吹田所属の高村議員、橋本議員、井口議員及び大阪維新の会・吹田元所属の斎藤議員に対し、追加の記録の提出請求を行うことを決定した。

その後、第13回準備会（令和5年（2023年）1月6日開催）、第14回準備会（同年1月12日開催）では、杉江府議会議員に対する尋問内容の確認、また記録の提出請求について協議した。

これにより、第10回委員会（令和5年（2023年）1月12日開催）では、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行のほか、松尾元議員に対して記録の提出請求を行うことを決定した。

また、第11回委員会（令和5年（2023年）1月16日開催）では、杉江府議会議員に

対し、証人尋問を行った。大阪維新の会からは記録の提出は行われたものの、杉江府議会議員からは、「今回の特別委員会に入出金に係ることだが、質疑されている内容は入出金以後のことなので答える必要はない」などと発言する場面が多く見られ、提出された記録以上の証言は得られなかった。本特別委員会としては、大阪維新の会の党本部が松尾元議員に聞き取りを行っていた記録が提出されていたので、その記録を踏まえ尋問したものであり、杉江府議会議員からの答える必要がない旨の発言の都度、その趣旨等を丁寧に説明したが、それでも提出された記録以上の証言は得られなかった。

その後の第15回準備会（令和5年（2023年）1月16日開催）以降は、本特別委員会の調査終了に向け、本会議で調査結果を報告するための委員会調査報告書の構成等について協議を行った。

また、第16回準備会（令和5年（2023年）1月19日開催）では、今回の事案に対する関係者への証人尋問が一定終了したことから、その中で得られた証言を基に、松尾元議員に証人尋問を行う必要があるため、3度目の証人出頭請求を行うことと、他の関係団体への記録の提出を請求することについて協議した。

これにより、第12回委員会（令和5年（2023年）1月19日開催）では、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、同年1月30日に松尾元議員を証人として改めて出頭を求め、証言を求める事項に関し尋問することを決定した。また、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）に対し、追加の記録の提出請求を行うことを決定した。

その後、第17回準備会（令和5年（2023年）1月20日開催）では、委員会調査報告書の作成スケジュール及びその内容について協議した。

さらに、第18回準備会（令和5年（2023年）1月27日開催）では、松尾元議員から同年1月26日付けで回答のあった令和5年（2023年）1月30日の本特別委員会への出頭を拒否する理由（45ページを参照）が、正当なものであるかを協議した。また、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、令和4年（2022年）12月2日開催の本特別委員会において提出を請求した記録については、同年12月16日付けで、令和5年（2023年）1月12日開催の本特別委員会において提出を請求した記録については、同年1月26日付けで、記録の提出の拒否とその理由（どちらも「個人情報のため」）を示した回答文書が、松尾元議員から、それぞれ送付されてきたが、これらが正当なものであるかも併せて協議した。その結果、松尾元議員の不出頭及び記録の不提出は、正当な理由がないものと判断し、委員発議により、松尾元議員を告発することについて、委員会提出議案として提案することとなった。

これまでの準備会の協議結果を踏まえ、第13回委員会（令和5年（2023年）1月30日開催）では、松尾元議員が実際に出頭しなかったため、地方自治法第100条第1項の

第2 調査の経過

規定に基づき予定していた証人尋問の中止を決定し、松尾元議員が本特別委員会への出頭を拒否した理由は、正当な理由に該当しないと判断した。加えて、松尾元議員に請求していた記録については、個人情報のためとの理由により提出しなかったことから、提出を拒否した理由についても正当な理由に該当しないと判断した。これらに基づき、不出頭等に対する告発を委員会提出議案として、本会議に提案することを決定した。

また、第14回委員会（令和5年（2023年）2月1日開催）では、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行から申出があったため、請求していた記録の提出の期限延長を決定した。

その後、最終回となる第15回委員会（令和5年（2023年）2月13日開催）では、委員長が「第7 まとめ」の部分を報告した上で、委員会調査報告書（案）を原案のとおり承認した。また、これまで各関係者から提出された記録を提出先へ返却することを決定した。

第3 証人による証言の概要

本事案の発生当時に松尾議員（当時）と同じ会派の「大阪維新の会・吹田」に所属していた高村議員、橋本議員、井口議員、斎藤議員の4名に出頭を請求し、証人尋問を行った。また、地域政党の「大阪維新の会」でも、松尾議員（当時）に対し本事案に対する聞き取り調査を行っていたため、党本部の総務会長の杉江府議会議員にも出頭を請求し、証人尋問を行った。

証人尋問の内容は、杉江府議会議員以外の4名共通の尋問事項と、5名それぞれに個別の尋問事項とに分けるとともに、証人尋問の方法は、担当の委員が主尋問を行い、その後、他の委員が関連尋問を行う形式で実施した。

その証人尋問で得た主な証言の概要は、以下のとおりである。なお、証言の概要は、1名ないし4名から得た証言を一部抜粋し、要約して記載しているものである。尋問と証言に関する全文については、別途発行の「政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会記録」に掲載している。

1 本事案の発生当時に松尾議員（当時）と同じ会派の「大阪維新の会・吹田」に所属していた4人の市議会議員から得た証言の概要

（1）会派内における政務活動費の支出手続や出金した現金の取扱いなどについて

経理責任者又は政務活動費での支出を望む議員が支払伝票を作成し、それを会派代表者が承認した後、経理責任者が出金又は振り込みを行い、出金後、経理責任者が支払伝票を保管し、会計帳簿に支出額を記入することになっていた。

支払伝票がない場合、経理責任者があらかじめ出金して手元に保管するということはないが、支払伝票に基づき出金した場合において、支払日が前後して現金を手元に置くことはあった。

出金後に不用になったため管理口座（※政務活動費専用口座のことを指すが、大阪維新の会・吹田はこの表現を用いていた。）に戻すということは、基本的にはなく、想定できない。ただし、経理責任者が現金で支払うものと思って出金したが、その後に振り込みと分かって管理口座に戻したことはあった。なお、経理責任者が現金を用意していなかったために支払が遅れて困ったという事案はない。

（2）松尾議員（当時）が経理責任者を務めていた時期の通帳の保管や出金の方法などについて

政務活動費の専用口座の通帳及びキャッシュカード並びに出金した現金につい

第3 証人による証言の概要

て、松尾議員（当時）が保管していた場所は分からない。出金や振り込みの際、キャッシュカードは自身の財布に入れて管理しており、振り込みは、吹田市役所の本庁舎低層棟1階のATMで行っていたようであった。

（3）会派内における政務活動費専用口座の通帳のチェックと経理責任者交代の際の暗証番号等の引継方法などについて

通帳のチェックは、年度ごとに会派代表者が確認を行った上で、結果を会派内の議員に報告することになっていた。

経理責任者交代の際の引継方法などについては、今任期（令和元年（2019年）5月27日から令和5年（2023年）5月26日まで）は、令和元年（2019年）6月から松尾議員（当時）が経理責任者を務めることになったため、前任であった斎藤議員が、会計帳簿や出金の決裁の流れなどに加え、専用口座の金融機関での名義変更について説明を行った。

キャッシュカードの暗証番号は、経理責任者がATMで変更しており、他の議員は把握する体制となっていないため、松尾議員（当時）が自身の個人口座と同じ暗証番号を設定したことについても、特段相談は受けていなかった。

（4）政務活動費の不明瞭な入出金の発覚について

本事案が発覚した当時の会派代表者である高村議員は、会計帳簿や専用口座の通帳をチェックできておらず、令和3年度（2021年度）の政務活動費の決算報告が、令和4年度（2022年度）に入っても行われていないことについて、斎藤議員から指摘を受けていた。

そのため、高村議員が、経理責任者であった松尾議員（当時）に、会計帳簿や専用口座の通帳の提出を何度も求めたが、提出されなかった。その状況は会派の他の議員にも報告していた。

令和4年（2022年）8月3日になって、ようやく会派控室の高村議員の机に、令和3年度（2021年度）分のみの通帳のコピーと会計帳簿が置かれていた。高村議員がその通帳のコピーを確認したところ、同額の入出金は何件もあり、しかも金額が線で消されている状態であったが、通帳の現物がないため照合ができなかった。

そのため、令和4年（2022年）8月3日、高村議員が会派控室内を探した結果、通帳の現物が見付かったため、コピーを取り確認したところ、同年4月以降の部分に、4件（手数料を含めると5件）の不明瞭な出金があることが判明した。なお、同日までに記帳されていたのは同年6月17日までの入出金であり、記帳され

ていない期間の入出金は、この時点では不明であった。

令和4年度(2022年度)についても、令和4年(2022年)6月17日から同年8月3日までの入出金が分からないという異常な状況であり、高村議員はこの状況を他の議員に報告した。このときに大阪維新の会・吹田の各議員は、不明瞭な入出金があることを認識した。

また、不明瞭な入出金が発覚した令和4年(2022年)8月22日以降に、会派控室の松尾議員(当時)の机に三井住友銀行の利用明細票(令和4年(2022年)8月22日付け出金)が置かれていたことが会派内で確認された。

(5) 政務活動費の不明瞭な入出金の使途などについて

令和4年度(2022年度)分の4件の不明瞭な出金については、松尾議員(当時)から、自身の個人の口座と間違えて出金し、飲食代などに私的に使ったと聞いている。

令和3年度(2021年度)分の3件の入出金については、松尾議員(当時)に理由を問いただしても、「忘れた」「分からない」などと答えるばかりで具体的な返答は得られず、政務活動費の使途以外で私的に使った可能性はあるが、その経緯は不明である。

また、松尾議員(当時)が、「政務活動費の専用口座と自身の個人口座のキャッシュカードが酷似していたため誤って出金をしてしまった」と主張していたので、自身の個人口座のキャッシュカードを見せるよう求めたが、常に持っていると言っていたにもかかわらず、見せてもらうことができなかった。その返答に対し、不自然だと感じたほか、見せないこと自体が嘘を付いていることを裏付けているように思われた。

(6) 政務活動費専用口座の通帳への書き込みについて

専用口座の通帳のうち、不明瞭な入出金の部分に書き込みをしたのは、主に松尾議員(当時)であるが、それ以外で斎藤議員が、令和2年(2020年)3月31日締め令和元年度(2019年度)決算をチェックする際の確認済みを示すレ点、5万円と2,000円の出金と5万2,000円の一括での入金の部分につなぐ線を記入したほか、ICレコーダーと書き込んだ。また井口議員は、経理責任者になった令和4年(2022年)9月25日以降に専用口座の通帳(コピー)を確認し、インターネット代が引き落とされた日付とその領収書の日付が違っていたので、遡って書き込んだ。

(7) 「大阪維新の会・吹田」における会派内での調査について

本特別委員会から100条調査権に基づき請求されて記録を提出したが、その記録のとおりであり、それ以上の調査の進展はない。政務活動費の不明瞭な入出金があったのは事実であるが、松尾議員（当時）からの説明がない中では、調査は進まないと感じた。20件の同額の入出金に関する傾向として、議員報酬支払日である20日の前に出金されて、20日の後に入金されていることは確認していた。

地域政党の大阪維新の会の党本部でも調査が行われていたが、そこに大阪維新の会・吹田の高村議員以外の議員は参加していない。党本部の調査も、松尾議員（当時）が「忘れた」「分からない」と言う以上、いつまで続けるのかと思った。

結果として、一身上の都合による議員辞職となり、党本部として処分はしないことが分かった。

(8) 「大阪維新の会」党本部における調査について

令和4年（2022年）8月9日に、斎藤議員から杉江府議会議員を通じて大阪維新の会の党本部に対し、今回の政務活動費の不明瞭な入出金等について電子メールで報告をした。その後、同年8月10日の夕方に、杉江府議会議員から斎藤議員に対し、松尾議員（当時）を呼び出して調査すると電話で連絡があった。

令和4年（2022年）8月14日及び17日に、杉江府議会議員及び高村議員から、松尾議員（当時）に対し、聞き取り調査を行ったが、松尾議員（当時）からは、「忘れた」「分からない」「間違えた」との回答しか得られなかった。

続いて、令和4年（2022年）8月24日に、大阪維新の会の横山英幸幹事長及び杉江府議会議員から松尾議員（当時）に対し、令和3年度（2021年度）の3件の不明瞭な入出金について聞き取り調査が行われた。

翌日の令和4年（2022年）8月25日に、杉江府議会議員から松尾議員（当時）以外の大阪維新の会・吹田所属議員に対し、「今回の政務活動費の不明瞭な入出金に関しては、一旦大阪維新の会党本部で取り扱うこととし、松尾議員（当時）には恐らく重い処分を行うことになるが、令和4年9月定例会が始まるまでに回答を示すので、それまで待機するように」との指示があった。

その後、令和4年（2022年）8月31日に、杉江府議会議員から松尾議員（当時）以外の大阪維新の会・吹田の所属議員に対し、横山幹事長にも相談をした結果として、「松尾議員（当時）は、9月定例会閉会後に議員辞職すること、党として処分は行わないこと、令和3年度（2021年度）の不明瞭な入出金については、松尾議員（当時）自身が辞職までに調査をすること、松尾議員（当時）に対して議員辞職に関し支援者や有権者に説明が付くよう考えておくように指示をしたこと」につ

いて連絡があった。

(9)「大阪維新の会」党本部における調査後の「大阪維新の会・吹田」の対応について

令和4年(2022年)8月31日に杉江府議会議員から連絡を受けた後、高村議員、橋本議員及び斎藤議員で協議を行い、その後、橋本議員から杉江府議会議員に対し、「犯罪性が疑われているにもかかわらず、松尾議員(当時)を議員辞職させて本件の幕引きを図るのであれば、議員団として追従できない」旨を伝えた。

その後、令和4年(2022年)9月8日に、大阪維新の会・吹田の所属議員で協議を行い、斎藤議員から、今回の政務活動費の不明瞭な入出金の事実関係や現状について公表し、区切りを付けるべきとの意見が出た際に、松尾議員(当時)が、「大阪維新の会党本部と協議をして取りまとめた話が潰れてしまう。このシナリオで乗り切ることで、他の大阪維新の会・吹田所属の議員は無傷で済む。なぜぶち壊すのか」との趣旨の発言をして怒り出し、途中退室した。

令和4年(2022年)9月13日に、大阪維新の会・吹田で綱紀委員会を開催する予定であったが、開催に至らなかった。また、同年9月16日に松尾議員(当時)に対する党本部の聞き取り調査が行われるとともに、松尾議員(当時)から党本部に対し不明瞭な入出金に関する報告書が提出される予定であったが、調査は行われず、提出もされなかった。これらのことから、斎藤議員は大阪維新の会・吹田で活動を継続することは困難であると判断し、同年9月23日付けで大阪維新の会・吹田を離脱するとともに、大阪維新の会を離党した。

その後、本特別委員会が設置されてからは、大阪維新の会・吹田としては調査を行わず、本特別委員会の調査結果を待っている状態である。また、斎藤議員は、会派の政務活動費専用口座の通帳の履歴とそのときの状況について調査しているが、新たな事実は見付かっていない。

なお、大阪維新の会・吹田として松尾議員(当時)を告訴することについては、会派で行う最終的な対応の選択肢の一つであるという認識であった。

2 地域政党「大阪維新の会」の総務会長で大阪府議会の杉江友介議員から党本部での調査に関し得た証言の概要

令和4年(2022年)8月14日及び17日に、杉江府議会議員及び高村議員から松尾議員(当時)に対し、聞き取り調査を行ったが、松尾議員(当時)からは、令和3年度(2021年度)の3件及び令和4年度(2022年度)の4件の不明瞭な入出金に

第3 証人による証言の概要

について、いずれも「思い出せない」「記憶にない」との回答しか得られなかった。

令和4年（2022年）8月24日に、横山幹事長及び杉江府議会議員から松尾議員（当時）に対し、再度聞き取り調査を行ったが、松尾議員（当時）からは、「令和3年度（2021年度）の3件の不明瞭な入出金については分からない」「令和4年度（2022年度）の4件の不明瞭な入出金については、政務活動費専用口座のキャッシュカードを松尾議員（当時）個人のキャッシュカードと誤って使用した」との回答しか得られなかった。なお、松尾議員（当時）個人のキャッシュカードの現物は、確認できなかった。

党本部としては、令和3年度（2021年度）の3件の不明瞭な入出金については松尾議員（当時）が思い出せず、令和4年度（2022年度）の4件の不明瞭な入出金については、松尾議員（当時）が政務活動費専用口座のキャッシュカードと自身のキャッシュカードを間違えたという結論をもって、党本部としての調査を終了した。

令和4年（2022年）8月25日に、杉江府議会議員と松尾議員（当時）以外の大阪維新の会・吹田所属議員とで協議した。

令和4年（2022年）8月31日に、松尾議員（当時）から杉江府議会議員に対し、議員辞職する旨の連絡があった。その際に、令和3年度（2021年度）の3件の不明瞭な入出金について説明責任を果たす必要があるため、思い出すように指示をした。また、杉江府議会議員から松尾議員（当時）以外の大阪維新の会・吹田の所属議員に対し、松尾議員（当時）は、議員辞職するので、党として処分は行わないことを伝え、令和3年度（2021年度）の不明瞭な部分については、松尾議員（当時）が辞職するまで再度調査するように指示した。

第4 判明した事項

1 松尾議員（当時）による政務活動費専用口座からの不明瞭な入出金について

（1）松尾議員（当時）が大阪維新の会・吹田の経理責任者であった令和元年（2019年）5月27日から令和4年（2022年）8月24日までの間、会派の政務活動費専用口座から出金し、後日同額を入金することが20件（うち1件は2件分を合わせて後日入金）あった。会派内における調査の結果、理由が判明した7件を除く13件が使途不明のままである。

（2）同額の入出金20件の年度別内訳は、令和元年度（2019年度）3件、令和2年度（2020年度）7件、令和3年度（2021年度）3件、令和4年度（2022年度）7件であり、うち使途不明の13件の年度別内訳は、令和元年度（2019年度）2件、令和2年度（2020年度）4件、令和3年度（2021年度）3件、令和4年度（2022年度）4件である。

（3）同額の入出金20件のうち、出金日については、令和元年（2019年）11月28日以外の19件は、全て月初めから議員報酬が振り込まれる20日（土日に掛かるときは18日又は19日）の前日までであり、入金日については、19日に議員報酬が振り込まれた日に入金した2件と、同額の入出金を同日に行った1件を除く17件が20日から月末までであった。

（4）使途不明の同額の入出金13件の出金から入金までの期間は、最短で3日、最長で103日、平均で34.5日であった。

なお、令和4年（2022年）5月、6月の4件を除くと、最短で3日、最長で30日、平均11.2日であった。

（5）使途不明の同額の入出金13件のうち入金13件及び出金11件は、吹田市役所本庁舎内のりそな銀行ATMで行っているが、残りの2件の出金は同行の別のATM（りそな銀行阪急三番街出張所無人ATM）及びローソン銀行ATM（江坂駅南口1号機・2号機共同出張所）で行っている。

（6）使途不明の同額の入出金13件のうち、令和4年度（2022年度）の4件（5万1,365円、7万2,000円、9万1,220円、4万2,360円）の出金については、令和4年（2022

第4 判明した事項

年) 8月22日に政務活動費専用口座に入金している。高村議員提出の記録によると、入金した4件のうちの1件と同額である4万2,360円が、松尾議員(当時)名義の三井住友銀行の口座から同日に出金されている。

(7) 吹田市役所本庁舎内にATMを設置している金融機関(北おおさか信用金庫、三井住友銀行、りそな銀行)のうち、松尾議員(当時)が議員報酬振込先の金融機関として登録しているのは、三井住友銀行のみであった。

(8) 高村議員提出の記録によると、令和4年(2022年)8月4日まで記帳された通帳の写しに基づき、令和4年度(2022年度)の用途不明な出金4件について松尾議員(当時)に確認したところ、令和4年(2022年)8月17日に確認した際は出金自体の記憶がないとの説明であったが、2日後の同年8月19日に再度確認した際は、自身の個人口座と政務活動費専用口座が同じ銀行であったため、誤って出金したと説明した旨の記載がある。

(9) 高村議員提出の記録によると、令和4年(2022年)9月8日に、松尾議員(当時)から一身上の都合で議員辞職するから、一切のことは黙っていてほしいとの申出があったが、一連の出来事については、会派としていずれかのタイミングで公表する必要があるのではないかということについて、大阪維新の会・吹田所属の5人の議員で協議を行ったところ、松尾議員(当時)が途中で退席し、協議は終了したとの記載がある。

また、令和4年(2022年)9月14日に、松尾議員(当時)に説明と合理的な証拠を求めたが、松尾議員(当時)は拒否した。同年9月16日に松尾議員(当時)が提出するとしていた「令和2年度(2020年度)からの詳細と令和4年度(2022年度)の口座の誤りを立証できるもの」は提出されず、同年9月22日に至っても提出されなかったため、会派として業務上横領等の責任について検討が必要となったとの記載もある。

(10) 松尾元議員は、りそな銀行に普通預金口座を保有し、同銀行からキャッシュカードも発行されている。りそな銀行から提出された記録によると、令和元年(2019年)11月以降、不明瞭な入出金の額と同額の入出金記録はなく、また、令和4年(2022年)4月から同年8月までの入出金については、毎月1回の自動引き落としのみであり、それ以外の入出金はなかった。

(11) 議員報酬等の口座振込先の金融機関に、吹田市役所本庁舎内にＡＴＭを設置している三井住友銀行が含まれていたことから、同銀行のキャッシュカードのデザインや色が会派の政務活動費専用口座のキャッシュカード（緑色のデザイン）と酷似しているかどうか確認するため、三井住友銀行に松尾元議員個人に発行されたキャッシュカードのデザインについて記録の提出を求めた。

三井住友銀行から提出された記録によると、松尾元議員に平成23年（2011年）8月29日にクレジット一体型キャッシュカードを新規発行した後、令和5年（2023年）1月20日にクレジット機能解約に伴って新たなカードを発行するまでの間、松尾元議員のキャッシュカードデザインは全体が銀色のものであった。

(12) 松尾元議員が会派の政務活動費専用口座から出金し、後日にその同額を入金していた13件について、三井住友銀行の松尾元議員の口座において同額の入出金がないか調べるため、三井住友銀行に対し、この13件と同額の入出金の年月日に関する記録の提出を求めた。その結果、13件のうち、6件について同額の出金記録があり、これら全てが、会派の政務活動費専用口座に入金する直前の出金であった。

2 不明瞭な入出金の調査で松尾元議員の家賃支払状況まで対象範囲が及んだ背景及び結果について

「第2 調査の経過」に記載のとおり、松尾元議員は証人としての出頭に応じず、証言が得られなかったため、不明瞭な入出金に至った背景について、直接的に明らかにすることはできなかった。

そのような中であっても、関係者の証言を得るなどの調査を鋭意進めた結果、松尾議員（当時）が生活費の資金繰りに困り、自身が管理していた会派の政務活動費を私的に流用していたのではないかと疑いが強まった。そのため、松尾議員（当時）が居住していた住宅の家賃支払状況を調査するに至った。その調査の結果、判明したのは次のような事項であった。

(1) 吹田市議会事務局から提出された住所等変更届によると、松尾議員（当時）は令和4年（2022年）9月1日に独立行政法人都市再生機構（ＵＲ都市機構）千里竹見台団地から住所を変更しているが、斎藤議員から提出された記録によると、松尾議員（当時）が入居していた当該団地のドアには同年6月30日付けで引渡し完了し、同機構の管理となった旨の貼り紙がされていた。

第4 判明した事項

(2) 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）から提出された記録によると、松尾議員（当時）は同機構千里竹見台団地に居住していたことになっているが、同機構への家賃等の最終支払は令和4年（2022年）3月6日であり、同年2月分及び3月分の一部のみ支払っている。また、居住当初から令和4年（2022年）3月6日までの家賃等の支払回数は34回で、そのうち延滞利息を支払わなかったのは、入居時を含めた2回のみであり、他の32回の支払には全て延滞利息が含まれていた。

3 「大阪維新の会・吹田」の政務活動費の支出状況について

令和2年度（2020年度）は、会派として政務活動費を支出しないことを決めていたが、政務活動費専用口座の通帳からは、口座から自動で引き落とされるインターネットサーバーの料金やコピー機チャージ料以外にも出金が7件あった。そのうち、会派内の調査で理由が判明したものは、3件であった。

第5 明確にできなかった事項

松尾元議員に対し、令和4年（2022年）11月17日、同年12月13日及び令和5年（2023年）1月30日に証人として出頭するよう請求したが、松尾元議員はいずれの日程にも出頭せず、証言が得られなかったことから、以下の事項については明確にすることができなかった（ただし、後記「第7 まとめ」の1に記載のとおり、合理的な推認によって一定の結論を得ている。）。

1 令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）までの不明瞭な入出金に関する事項

- （1）大阪維新の会・吹田の政務活動費専用口座から一時的に出金した現金を再度入金するまでの間、会派控室の松尾元議員の机の引き出しに入れていたとする理由
- （2）大阪維新の会・吹田の政務活動費専用口座から一時的に出金した根拠となる書類が残っていない理由
- （3）大阪維新の会・吹田の政務活動費専用口座から一時的に出金した現金が不用になった理由及び時期
- （4）大阪維新の会・吹田の政務活動費専用口座から一時的に出金した現金を再び入金するまでに期間を要した理由

2 令和4年度（2022年度）における不明瞭な入出金に関する事項

大阪維新の会・吹田の政務活動費専用口座のキャッシュカードと松尾元議員の個人口座のキャッシュカードの暗証番号が同一であったかどうかということ

3 不明瞭な入出金に関する個別の事項

吹田市役所本庁舎内のATMが利用できる時間であるにもかかわらず、りそな銀行阪急三番街出張所の無人ATMで出金した理由

第6 問題点

第6 問題点

1 松尾元議員の会派の政務活動費経理責任者としての規範意識の欠如

(1) 大阪維新の会・吹田の経理責任者として、公金を預かっているという意識が低く、役割も理解していなかった。

(2) 政務活動費専用口座から誤って出金したとしても、同額を入金すれば問題ないと認識していた。

(3) 政務活動費専用口座のキャッシュカードと松尾元議員個人のキャッシュカードが酷似している(※)にもかかわらず、同じ財布に入れていた。

※ただし、令和4年(2022年)10月7日開催の議会運営委員会での松尾元議員の発言にのみ依拠したものであり、誰も現物を確認していない。

2 「大阪維新の会・吹田」における政務活動費の入出金に係る管理・チェック体制の不備

(1) 会派の経理責任者以外の所属議員が、政務活動費専用口座の通帳、キャッシュカード、届出印などの保管場所を知らなかった。

(2) 会派の経理責任者以外の所属議員が、政務活動費専用口座のキャッシュカードの暗証番号を知らなかった。

(3) 政務活動費専用口座からの入出金の際、通帳に記帳せず、支払伝票も保管していなかったことを確認できていなかった。

(4) 令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)は、年度末に政務活動費専用口座の入出金のチェックをしていなかった。

(5) 経理責任者が、政務活動費専用口座から出金した政務活動費を請求議員に渡すことなく、手元に置いていたことを確認できていなかった。

第7 まとめ

今回の事案は、市から、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として、会派に交付される政務活動費について、その交付を受けた大阪維新の会・吹田の松尾元議員（当時の政務活動費の経理責任者）が不明瞭な入出金を複数回行っていたことによるものである。その入出金の真相を明らかにするため、政務活動費の目的外使用、私的流用の有無などにも焦点を当てて調査を実施した。

松尾元議員が議員辞職前の令和4年（2022年）10月7日に開催した議会運営委員会において、「100条委員会の場でも司法の場でもない」「（会派のキャッシュカードと酷似している）自分のキャッシュカードを出してほしいのであれば、しかるべき手続をお願いしたい」などと発言していたこともあり、100条委員会を設置し、証人出頭請求を3回行った。しかし、いずれも正当な理由なく出頭を拒否した。大阪維新の会・吹田の議員などから証言を得たものの、当事者の松尾元議員本人が出頭せず証言を得られなかったため、私的流用の有無も含め、政務活動費の不明瞭な入出金に関する完全な真相の究明は図れなかった。

ただし、関係者の証言、記録の提出などから、以下のとおり結論付けるものである。

1 調査で判明した事項に対する結論

（1）キャッシュカードが酷似していたとの説明

令和4年度（2022年度）の自身のキャッシュカードと誤認して4回政務活動費の専用口座から出金したことは、「ATM画面に表示される残高」及び「キャッシュサービスご利用明細」でも気付くものと思われ、4回も間違えることは通常ではあり得ず、到底、誤認したものとは考えられない。

さらに、令和4年（2022年）8月22日に同額を会派の政務活動費専用口座に入金している4件のうちの1件（4万2,360円）は、三井住友銀行の松尾元議員の個人口座から同額を出金したことを示す出金伝票の写真が記録として提出されており、同じりそな銀行のキャッシュカードと酷似していたから間違ったという発言は、極めて信ぴょう性が低い。

また、そのりそな銀行から提出された松尾元議員自身の口座のキャッシュカードによる入出金の記録によると、少なくとも令和4年（2022年）4月から8月までの間の入出金は、自動引き落としの5件のみであり、そのほかでは使われていなかったと考えられる。

なお、吹田市議会事務局から提出された記録から、吹田市役所の本庁舎内にA

TＭを設置している金融機関のうち、松尾元議員が議員報酬振込先の金融機関として登録(実際に振り込み)していた銀行は三井住友銀行のみであり、会派の政務活動費の専用口座と同じりそな銀行ではなかったことが判明している。

そのことから、不明瞭な入出金13件について、三井住友銀行の口座において同額の入出金がないか調べたところ、13件中6件の同額が、会派口座への入金の日に出金されており、その時刻も、会派口座へ入金する直前であったことが確認できた。

また、令和4年度(2022年度)の4件は、自分のキャッシュカードと間違えて出金したと説明していたが、三井住友銀行の松尾元議員所有のキャッシュカードは銀色であり、それに対して、会派の政務活動費専用口座のキャッシュカードは緑色であり、さらにデザインも全く異なるものであったことが判明した。

また、大阪維新の会・吹田所属の高村議員提出の記録から、令和4年(2022年)8月17日の時点では、令和4年度(2022年度)の不明な出金4件について松尾元議員は出金自体の記憶がないと言っていたにもかかわらず、僅か二日後の令和4年(2022年)8月19日には、これら4件は同じ銀行の自分のキャッシュカードと間違えて出金したものであると発言を変遷させている。

加えて、松尾元議員は、大阪維新の会・吹田の会派内の調査において、取り違えたとする自分のキャッシュカードの提示を求められても、これを提示しようとはせず、令和4年(2022年)10月7日に開催した議会運営委員会において、「(会派のキャッシュカードと酷似している)自分のキャッシュカードを出してほしいのであれば、しかるべき手続きをお願いしたい」などと発言していたにもかかわらず、本特別委員会から当該キャッシュカードの提出請求(個人のキャッシュカードであることを配慮し、個人情報部分を隠したコピーでも可としていた。)に対し、正当な理由もなく、これを拒否することを繰り返し行った。

以上に照らせば、同じりそな銀行の自身のキャッシュカードと酷似し間違えたとする松尾元議員の弁明は、そもそも自身のりそな銀行の口座は自動引き落としのみに使用し、キャッシュカードは一切使われていないので、このカードと会派の政務活動費専用口座のりそな銀行のキャッシュカードを取り違えて使用したとはおよそ考えられないこと、また、自身の三井住友銀行の口座のキャッシュカードは銀色であり、会派の政務活動費専用口座のりそな銀行のキャッシュカードが緑色でデザインも全く異なることから、到底信用できない。よって、令和4年度(2022年度)における政務活動費の専用口座からの4回にわたる出金は、松尾元議員自身の個人的な用件で何か必要があって出金したものと推察できる。

(2) 令和2年度(2020年度)の不明瞭な入出金

令和2年度(2020年度)については、大阪維新の会・吹田は会派として政務活動費を使わないと決めていたが、口座自動引き落としのインターネットサーバー料金やコピー機チャージ料金以外に、7件のカードによる出金及び同額の入金があった。これら7件のうち、会派内の調査で使途が明らかになったものは3件であり、残りの4件について、会派の議員も分からない使途不明の出金があったことは、やはり、松尾元議員自身の個人的な用件で何か必要があって出金したものと推察できる。

なお、会派の政務活動費専用口座への入金の日、松尾元議員自身の三井住友銀行の口座から同額を出金していた6件のうち、令和3年(2021年)3月19日については、午前9時12分に自身の口座から1万5,600円を出金後、午前9時14分に同額を会派の政務活動費専用口座に入金している。このことから、会派の口座から出金後、控室機の引き出しに保管していたとの説明は信用できず、私的な支出に充てるため、第二の財布として会派の政務活動費専用口座を使用していたという見方もできる。

(3) 令和3年度(2021年度)の不明瞭な入出金

松尾元議員自身が不明と主張する令和3年度(2021年度)の3回の入出金についても、公金を預かる経理責任者であれば、使途が分からないはずはなく、もとより、管理がずさんであったことは言うまでもない。

それにとどまらず、これらの出金に関しても、会派の他の議員が松尾元議員に出金依頼したという証言はなく、松尾元議員自身の個人的な用件で出金したにもかかわらず、これを隠蔽するために不明などと主張していると言わざるを得ない。

なお、会派の政務活動費専用口座への入金の日、松尾元議員自身の三井住友銀行の口座から同額を出金していた6件のうち、3万1,200円の件については、会派の政務活動費専用口座から出金されたのが令和3年(2021年)11月16日であるが、同年11月19日の午後2時13分に自身の口座から同額を出金後、午後2時16分に会派の政務活動費専用口座に同額を入金している。このことから、会派の政務活動費専用口座からの出金は、自らの支出のためであったということが推察できる。

なお、令和3年(2021年)5月19日(水曜日)午前11時16分の出金は、りそな銀行阪急三番街出張所の無人ATMで行われている。自分のキャッシュカードと間違えて出金したと説明している令和4年(2022年)6月10日(金曜日)午後9時31分江坂駅前南口のローソン銀行ATMを除けば、政務活動費としての使途が確認

第7 まとめ

されている出金を含め、他の出金全てが吹田市役所の本庁舎内のＡＴＭで開庁時間内に行われていることから、なぜ、平日の昼間にわざわざ梅田で出金しなければならなかったかについては、合理的な理由は見付からないことも指摘しておく。

（４）不明瞭な入出金の規則性

政務活動費の専用口座の不明瞭な入出金の日については、毎月20日（土日、祝日に当たる場合は、その前の平日）に支払われる議員報酬の支払日を基点に、その前に出金し、その後に同額を入金することを繰り返しており、規則性が認められる。

なお、出金から同額の入金までの日数は、最短3日、最長103日、平均34.5日であり、松尾元議員がキャッシュカードを間違えたと主張する令和4年度（2022年度）の4件を除いても、最短3日、最長30日、平均11.2日であった。仮に、政務活動費としての支出目的が実際にあったのであれば、すぐに振り込むあるいは請求議員に渡すというのが通常の対応のはずであり、また、そもそも請求したと証言する会派の議員も存在していないのであるから、松尾元議員が政務活動費の支出目的で現金を手元に置いていたとは考えられない。

（５）不明瞭な入出金の一因として想定される事項

当時、松尾元議員が入居していた独立行政法人都市再生機構（ＵＲ都市機構）から提出された記録により、松尾元議員は、入居時及び令和3年（2021年）11月に支払った家賃等以外、毎月の家賃及び共益費を滞納し、延滞利息を支払うという状態であったこと、最終的に未納家賃を残したまま退去した事実が判明している。

このことから、松尾元議員は生活費などに困窮していたのではないかと推察され、これが、会派の政務活動費を私的に流用することにつながったのではないかと考えても、あながち不合理ではない。

（６）議員辞職に至った理由

大阪維新の会・吹田から提出された記録によると、令和4年（2022年）9月8日に松尾元議員から同議員団に対して「一身上の都合で議員辞職するから、一切のことは黙っていてほしいという申出があった」とある。

このことから、松尾元議員は不明瞭な入出金について自らの議員辞職をもって幕引きを行い、詳細な公表をしないつもりだったのではないと思われる。

以上、本特別委員会としては、調査から判明した事項について上記のように結論付

けるものであるが、この結論に基づき、再発防止策を含め、今後必要と考えられる対応などについて、以下のとおり、提言などを示すものである。

2 調査の結論に基づく今後の対応など

(1) 大阪維新の会・吹田による松尾元議員の告訴

今回の事案においては、出金した同額を入金しており、市の損害賠償請求などに該当しないと考えるが、地域政党「大阪維新の会」から提出された記録にある顧問弁護士の見解によると、会派が管理している口座から出金したことは、仮に後で補填されているとしても、違法と評価される可能性があると示されている。

また、本特別委員会での調査の結果、キャッシュカードの間違ひはあり得ないことが判明した。さらに、少なくとも13件中6件が私的流用していたものと推察できる。

このことから、大阪維新の会・吹田として、本件を重く受け止め、厳正に対処する意味でも、松尾元議員を告訴すべきと考える。

(2) 大阪維新の会・吹田における再発防止策の検討と公表

今回この事案が起こった原因は、松尾元議員の公金の取扱いに関する規範意識の欠如や議員としてのモラルの低さなどによるところが大きい。大阪維新の会・吹田としてもチェック体制の甘さとその責任があることを指摘せざるを得ない。会派として、経理責任者任せにするのではなく、必ず代表者がダブルチェックするなど、しっかりとしたチェック体制を構築していれば、このような長期にわたる入出金を見過ごすばかりでなく、場合によっては抑止にもつながり、未然に防げた可能性もあるものと思われる。

そのため、大阪維新の会・吹田においては、今回の事案が発生した問題点を整理し、具体的な再発防止策を市民など、対外的にも明示すべきと考える。

(3) 各会派における政務活動費の出金手続の再点検及び再発防止策

議員の職務の一つとして、市の決算関係書類などを基に、市民税などを原資とする予算を市が適正に執行しているか厳しくチェックすることも重要な役割となっている。その監視機能を果たす議員は、立場上、特に最も高い水準の適正な公金管理が求められることは言うまでもなく、今回、市民から信託を受けた議員としては、到底考えられない事案が生じてしまった。

各会派においては、ふだんから公金との意識を強く持って厳正に管理を行って

いると思うが、今回の件を受け、今後、このような事案が二度と発生しないよう、「吹田市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「吹田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」などを遵守することは言うまでもなく、政務活動費の出金の手続のみならず、会計帳簿や専用口座の定期的な確認を複数の議員で行っているかなど、再度改めて点検する必要がある。

また、今後、議会で検討が望まれる具体的な再発防止策の例としては、以下の事項が考えられる。

- ①現金での保管は極力避けるため、出金後の速やかな支払処理(振り込みを含む。)を行う。
- ②キャッシュカードで出金や振り込みを行ったときは、必ず通帳に記帳する。通帳に記帳できない場合は、できるまでの間ATMの出金伝票を保管する。
- ③銀行印は、政務活動費専用口座のみに使用する印鑑を購入し、会派代表者が保管する。
- ④キャッシュカードの暗証番号は、政務活動費専用口座のみに使用する番号とする。
- ⑤代表者は経理責任者と共に、領収書等の証拠書類が添付された支払伝票と政務活動費専用口座の通帳の記載事項を四半期ごとに照合する。
- ⑥第2四半期及び年度終了後、支払伝票及び会計帳簿を議会事務局に提出する際、政務活動費専用口座の通帳も提出する。議会事務局は、提出された通帳の該当ページをコピーし、速やかに会派代表者に返却する。
- ⑦会派内で政務活動費専用口座からの不正な入出金等を発見した場合は、会派で告訴する。

(4) 議会の調査権限の軽視を防ぐための告発

松尾元議員においては、議員を辞職してからも100条委員会が設置されれば、調査に協力すると表明していたにもかかわらず、全く協力しなかったことは誠に遺憾であり、元議員として、市民を代表する議員で構成した議会に説明責任を果たさなかったことは、重大な問題で議会を軽視していると捉えている。

また、松尾元議員は、100条委員会が調査する以前の会派内及び党本部内の聞き取り調査においても、納得できる説明も合理的な証拠も示さなかった。

例えば、本特別委員会で、記録提出の請求について個人のキャッシュカードであることを配慮し、個人情報部分を隠してコピーすることも可能としたにもかかわらず、個人情報との理由で応じず、証人出頭請求についても正当であると認められない理由で出頭しなかった。

飽くまでも、最終的に出金と同額を入金しており、損害を与えたわけではないと主張し、さらには、議員辞職することと引き換えに、一切のことを黙っておいてほしいと同じ会派の議員に隠蔽を求めた。

今後、議会の調査がこのように阻害され所期の目的が達成できない懸念もあり、断固として厳しい措置をとる姿勢が必要と考え、正当な理由なく記録を提出せず、また、三度にわたり出頭を拒否したことについて、本特別委員会として松尾元議員を告発する議案を本会議に提案するに至った。

以上、令和4年（2022年）10月26日に特別委員会が設置されてから約4か月にわたり100条調査権を行使して調査を行った結果、様々な事実の判明とその結論のほか、今後の対応なども導き出した。

これはひとえに、関係各位が調査に協力していただいたお陰であり、以下のとおり、本特別委員会として謝意を表するものである。

3 謝辞

松尾元議員から証言などを得られず、完全な真相究明に至らなかったことは、非常に残念であったが、この間、本特別委員会の調査を進めるに当たり、請求する記録や証人尋問の内容を始め、調査報告書などの細部にわたり、多大な時間と労力を掛けて法的な助言や確認を頂いた本多重夫弁護士に厚くお礼を申し上げるとともに、本特別委員会の記録の請求などで協力していただいた関係者並びに関係団体の皆様方に厚く感謝申し上げる次第である。

第 2 章

第8 調査特別委員会の設置について

1 設置の経緯

令和4年（2022年）10月7日の議会運営委員会において、大阪維新の会・吹田の政務活動費に不明瞭な入出金等があったことが明らかになった。これに伴い、同年10月17日付けで、16名の議員から市長に対し、地方自治法第101条第3項の規定に基づく臨時会の招集請求を行い、同年10月26日招集の臨時会において、同法第100条の権限を付与された本特別委員会を賛成多数で設置した。

2 委員会の概要

令和4年（2022年）10月26日の臨時会において、議員提出議案として「政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会の設置について」が上程され、本会議で議決された。設置議案の内容は以下のとおり。

調査特別委員会設置議案（令和4年（2022年）10月26日）

市会議案第14号

政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会の設置について

1 特別委員会の設置

本市議会に、地方自治法第109条及び吹田市議会委員会条例第4条の規定により、委員9名からなる政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会を設置する。

2 調査事項

本市議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査する。

- （1）令和4年10月7日の議会運営委員会において報告された、大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等に係る事項

3 調査権限

本市議会は、2に掲げる事項の調査を行うため、次の権限を上記特別委員会に委任する。

- （1）地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限
（2）地方自治法第100条第10項の規定により、団体等に対し照会をし、又は記録

第8 調査特別委員会の設置について

の送付を求める権限

(3) 地方自治法第98条第1項の規定により、2に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求し、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限

4 調査期限

上記特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで、議会閉会中においても調査することができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、50万円以内とする。

3 委員定数及び構成

(1) 委員定数 9名

(2) 委員構成

区分	氏 名
委員長	小北 一美
副委員長	里野 善徳
委 員	泉井 智弘
委 員	池淵佐知子
委 員	後藤 恭平
委 員	西岡 友和
委 員	矢野伸一郎
委 員	山根 建人
委 員	玉井美樹子

第9 調査経費

1 調査経費（予算）

年 度	金額（議決額）
令和4年度（2022年度） ※1	900,000円以内

※1 令和4年（2022年）10月26日、50万円以内と議決した後、同年12月20日に40万円を追加し、90万円以内とすることを議決した。

2 調査に要した額

経費内容	令和4年度 (2022年度)
弁護士（1名）への委託料	200,000円
実費弁償（証人） ※2	0円
委員会記録等作成経費 ※3	357,916円
その他（郵送料など） ※3	13,296円
合 計 ※3	571,212円

※2 実費弁償の支給対象となる証人が辞退されたため、0円となった。

※3 概算額

なお、調査経費については、補正予算は計上せず、当初予算の枠の中で確保した。

第10 証人の出席等

第10 証人の出席等

1 証人尋問の概要

令和4年（2022年）11月17日（木）

	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求める事項
1	松尾 翔太 氏	不出頭	・議会運営委員会（令和4年10月7日開催）での説明や質疑応答などについて ・その他上記に関連する事項について

令和4年（2022年）12月13日（火）

	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求める事項
1	松尾 翔太 氏	不出頭	・議会運営委員会（令和4年10月7日開催）での説明や質疑内容について（確認など） ・その他上記に関連する事項について（会派の経理責任者として前任者からの引継ぎ事項、上記議会運営委員会以降、自身の調査等で新たに判明した事実の有無及び自身の調査等の内容並びに会派や大阪維新の会党本部、党支部でのヒアリングの内容など）

令和4年（2022年）12月20日（火）

	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求める事項
1	橋本 潤 氏	午後2時13分 午後3時50分	・大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等について ・その他上記に関連する事項について

令和4年(2022年)12月21日(水)

	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求める事項
1	高村 将敏 氏	午前10時11分 午前11時55分	・大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等について ・その他上記に関連する事項について
2	井口 直美 氏	午後1時1分 午後2時37分	・大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等について ・その他上記に関連する事項について

令和4年(2022年)12月22日(木)

	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求める事項
1	斎藤 晃 氏	午前10時8分 午後0時19分	・大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等について ・その他上記に関連する事項について

令和5年(2023年)1月16日(月)

	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求める事項
1	杉江 友介 氏	午後1時16分 午後2時30分	・大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金に係る聞き取り内容について ・その他上記に関連する事項について

第 10 証人の出席等

令和 5 年（2023 年）1 月 30 日（月）

	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求める事項
1	松尾 翔太 氏	不出頭	・ 議会運営委員会（令和 4 年 10 月 7 日開催）での説明や質疑内容について（確認など） ・ その他上記に関連する事項について（会派の経理責任者として前任者からの引継ぎ事項、上記議会運営委員会以降、自身の調査等で新たに判明した事実の有無及び自身の調査等の内容並びに会派や党本部、党支部でのヒアリングの内容、他の関係者への証人尋問で新たに判明した事実の確認など）

第11 記録の提出状況

	請求先	請求日	請求記録	提出日
1	株式会社 りそな銀行	令和4年12月2日 (2022年)	松尾翔太氏個人の普通預金口座に関し、キャッシュカードが発行された時期あるいはキャッシュカードの変更、取消しが行われた時期が確認できる資料及び松尾翔太氏個人に発行したキャッシュカードの色や図柄が分かる同一種類のキャッシュカードの見本	令和4年12月22日 (2022年) 提出期限延長後提出
2	//	//	松尾翔太氏個人のキャッシュカードの暗証番号及び暗証番号を設定、変更したときの日時、内容が分かる記録	//
3	//	//	「大阪維新の会・吹田」の政務活動費専用口座（りそな銀行吹田支店普通決済用預金、口座名義「大阪維新の会吹田」、令和元年5月29日発行）のキャッシュカードの暗証番号及び暗証番号を設定、変更したときの日時、内容が分かる記録（令和元年4月から令和4年8月末まで）	令和4年12月23日 (2022年) 提出期限延長後提出
4	//	//	「大阪維新の会・吹田」の政務活動費専用口座（上記3に同じ）のキャッシュカードで出入金された下記の支店端末場所、時刻の記録 令和元年11月28日 50,000円出金 令和元年12月9日 2,000円出金 令和元年12月27日 52,000円入金 令和2年4月17日 32,000円出金 令和2年4月28日 32,000円入金 令和2年5月15日 31,000円出金 令和2年5月22日 31,000円入金 令和2年6月15日 33,200円出金 令和2年6月22日 33,200円入金 令和3年3月15日 15,600円出金 令和3年3月19日 15,600円入金 令和3年5月14日 41,000円出金 令和3年5月19日 11,000円出金 令和3年5月27日 41,000円入金 令和3年5月27日 11,000円入金 令和3年11月16日 31,200円出金 令和3年11月19日 31,200円入金 令和4年5月11日 1,365円出金 令和4年5月13日 72,000円出金 令和4年6月10日 91,000円出金 +220円手数料 令和4年6月13日 42,360円出金 (次ページに続く)	//

第11 記録の提出状況

	請求先	請求日	請求記録	提出日
			令和4年8月22日 51,365円入金 令和4年8月22日 72,000円入金 令和4年8月22日 91,220円入金 令和4年8月22日 42,360円入金	
5	株式会社 りそな銀行	令和4年12月2日 (2022年)	「大阪維新の会・吹田」の政務活動費 専用口座(上記3に同じ)の通帳に記 帳された支店端末場所、時刻の記録 (令和元年6月10日から令和4年8月 29日まで)	記録不存在との理由 により提出なし
6	〃	〃	松尾翔太氏が令和4年5月末頃から6 月初め頃に提出したと推測される届出 印の変更届	令和4年12月23日 (2022年) 提出期限延長後提出
7	大阪維新 の会・吹 田	〃	今任期(令和4年度を含む。)におけ る政務活動費専用口座の通帳、キャッ シュカード(名義、発行日、銀行名以 外を伏せたカラーコピーでも可)、そ の他の政務活動費の管理に係る資料等 の全て(自費負担による非公開部分を 含む。)	令和4年12月14日 (2022年)
8	〃	〃	上記口座の銀行届出印及び破損したと されている前届出印	〃
9	〃	〃	平成27年5月27日から令和元年5月26 日までの政務活動費専用口座の通帳	〃
10	〃	〃	13件以外の同額の入出金(別紙参照) に係る会派の調査内容が分かる資料	〃
11	〃	〃	キャッシュカードの更新の時期、絵柄 が分かる資料	〃
12	〃	〃	今任期での政務活動費専用口座での市 補助金以外の入金の詳細(根拠、明細 等)	〃
13	〃	〃	会派内の会議の記録(内容、出席者 名)	〃

	請求先	請求日	請求記録	提出日
14	大阪維新の会・吹田	令和4年12月2日 (2022年)	大阪維新の会の顧問弁護士の見解書	令和4年12月14日 (2022年)
15	吹田市議会議員 斎藤 晃氏	//	松尾翔太氏による政務活動費専用口座での入出金に関するメモやメールなどによるやり取りの記録	令和4年12月16日 (2022年)
16	//	//	大阪維新の会の本部、支部への報告、連絡等の書類などの記録	//
17	//	//	大阪維新の会の本部、支部での聞き取り、協議あるいは指示内容と出席者名が分かる資料	//
18	吹田市議会議員 高村将敏氏	//	松尾翔太氏による政務活動費専用口座での入出金に関するメモやメールなどによるやり取りの記録	令和4年12月14日 (2022年)
19	//	//	大阪維新の会の本部、支部への報告、連絡等の書類などの記録	//
20	//	//	大阪維新の会の本部、支部での聞き取り、協議あるいは指示内容と出席者名が分かる資料	//
21	吹田市議会議員 井口直美氏	//	松尾翔太氏による政務活動費専用口座での入出金に関するメモやメールなどによるやり取りの記録	//
22	吹田市議会議員 橋本 潤氏	//	松尾翔太氏による政務活動費専用口座での入出金に関するメモやメールなどによるやり取りの記録	//
23	吹田市議会事務局	//	令和3年度分の戻入金の口座からの引き出しを令和4年6月に行っている理由について、経理責任者であった松尾翔太氏とやり取りした内容が分かる資料	//
24	//	//	松尾翔太氏の住所届（変更届含む。）、同届出に係る議会事務局とのやり取りの記録、市議会ホームページ掲載住所	//

第11 記録の提出状況

	請求先	請求日	請求記録	提出日
25	吹田市議会事務局	令和4年12月2日 (2022年)	松尾翔太氏への報酬等振込先金融機関にりそな銀行が含まれているか及び含まれている場合は吹田支店かどうか分かる資料	令和4年12月14日 (2022年)
26	松尾翔太氏	//	松尾翔太氏が、政務活動費専用口座のキャッシュカードと取り違えたと自ら供述する同氏個人のキャッシュカードのカラーコピー（個人情報隠し、氏名、発行日、銀行名のみ分かるカラーコピーでも可）	不提出
27	大阪維新の会	令和4年12月5日 (2022年)	大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等に関し、吹田市議会議員の高村将敏氏、橋本潤氏、斎藤晃氏、井口直美氏及び元吹田市議会議員の松尾翔太氏から大阪維新の会党本部及び同吹田支部への報告、連絡等の書類などの記録	令和4年12月19日 (2022年)
28	//	//	大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等に関し、吹田市議会議員の高村将敏氏、橋本潤氏、斎藤晃氏、井口直美氏及び元吹田市議会議員の松尾翔太氏に対する大阪維新の会党本部及び同吹田支部での聞き取り、協議あるいは指示内容とそれぞれの出席者名が分かる資料（音声データを含む。）	//
29	//	//	大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等に関する大阪維新の会の顧問弁護士の見解書	//
30	吹田市議会事務局	令和4年12月21日 (2022年)	松尾翔太氏に対する議員報酬等の振込先金融機関に、吹田市役所本庁舎低層棟1階にATMを設置している三井住友銀行が含まれていたかどうか分かる資料	令和4年12月23日 (2022年)
31	//	//	松尾翔太氏に対する議員報酬等の振込先金融機関に、吹田市役所本庁舎低層棟1階にATMを設置している北おおさか信用金庫が含まれていたかどうか分かる資料	//
32	大阪維新の会	令和4年12月27日 (2022年)	令和4年8月24日に横山英幸氏（大阪維新の会幹事長）及び杉江友介氏（大阪維新の会総務会長）が松尾翔太氏に実施した大阪維新の会党本部の聞き取り調査に関し、政務活動費の不明瞭な入出金等に係るやり取りが分かる資料（メモも含む。）	令和5年1月16日 (2023年)

	請求先	請求日	請求記録	提出日
33	大阪維新の会	令和4年12月27日 (2022年)	大阪府庁での横山英幸氏（大阪維新の会幹事長）及び喜多義典氏（大阪維新の会事務局長）による松尾翔太氏への聞き取り調査に関し、政務活動費の不明瞭な入出金等に係るやり取りが分かる資料（日時、場所、記録（メモも含む。））	令和5年1月16日 (2023年)
34	吹田市議会議員 斎藤 晃氏	〃	令和4年8月3日に高村将敏氏の会派控室の机に置かれていた政務活動費専用口座の通帳の写し（令和3年度分のみコピーされていたもの）	令和5年1月11日 (2023年)
35	〃	〃	令和4年8月3日に高村将敏氏から渡された政務活動費専用口座の通帳の記帳された全てのページの写し	〃
36	〃	〃	松尾翔太氏が居住していた吹田市竹見台の住宅の玄関等に貼られた退去を知らせる貼り紙の画像	〃
37	吹田市議会議員 高村将敏氏	〃	令和4年8月3日に高村将敏氏の会派控室の机に置かれていた政務活動費専用口座の通帳の写し（令和3年度分のみコピーされていたもの）	〃
38	〃	〃	令和4年8月3日に斎藤 晃氏に渡した政務活動費専用口座の通帳の記帳された全てのページの写し	〃
39	〃	〃	令和4年8月中旬に会派控室内の松尾翔太氏の机の上にあった同氏の銀行の利用明細を撮影した画像及びそのデータ	〃
40	〃	〃	松尾翔太氏による政務活動費専用口座での入出金に関するメモやメールなどのやり取りの記録（高村将敏氏が所有するパソコンやスマートフォン等に保存しているもの）	令和5年1月6日 (2023年)
41	吹田市議会議員 橋本 潤氏	〃	松尾翔太氏による政務活動費専用口座での入出金に関するメモやメールなどのやり取りの記録（橋本 潤氏が所有するパソコンやスマートフォン等に保存しているもの）	〃
42	吹田市議会議員 井口直美氏	〃	松尾翔太氏による政務活動費専用口座での入出金に関するメモやメールなどのやり取りの記録（井口直美氏が所有するパソコンやスマートフォン等に保存しているもの）	〃

第11 記録の提出状況

	請求先	請求日	請求記録	提出日
43	吹田市議会事務局	令和4年12月27日 (2022年)	松尾翔太氏が令和4年10月9日付けで議員辞職してから証人出頭請求するまでの間、議会事務局と本人又は本人の家族等との連絡のやり取りの内容のほか、日付、連絡手段などが分かる資料	令和5年1月11日 (2023年)
44	//	//	松尾翔太氏への証人出頭請求書（出頭日が令和4年11月17日と同年12月13日の分）及び記録の提出請求書について、当該請求書の送付先、発送日時、送達日時が分かる資料	//
45	//	//	松尾翔太氏への証人出頭請求書（出頭日が令和4年11月17日と同年12月13日の分）及び記録の提出請求書の送付先について、松尾翔太氏が本市議会議員在職時に議長に届出のあった住所と異なる場合、その送付先を議会事務局が把握した経緯が分かる資料	//
46	//	//	松尾翔太氏への証人出頭請求書（出頭日が令和4年11月17日と同年12月13日の分）及び記録の提出請求書の送達に関し、議会事務局が受けた問合せの日時、相手方、内容が分かる資料	//
47	独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）	//	松尾翔太氏の入居から退去までの間の家賃の支払記録	令和5年1月13日 (2023年)
48	株式会社三井住友銀行	令和5年1月12日 (2023年)	平成18年以降、現在に至るまでに発行されたキャッシュカードのデザインが発行年ごとに分かるもの	令和5年2月7日 (2023年) 提出期限延長後提出
49	//	//	松尾翔太氏個人の普通預金口座に関し、キャッシュカードが発行された年月日及びそのデザイン、その後、更に新たなキャッシュカードが発行された場合には、発行年月日と発行されたキャッシュカードのデザイン（新たな発行が複数回ある場合は、それぞれの発行年月日と発行されたキャッシュカードのデザイン）、キャッシュカードの取消しが行われた場合はその年月日について、それぞれ確認できる資料	//

	請求先	請求日	請求記録	提出日
50	株式会社 三井住友 銀行	令和5年1月12日 (2023年)	松尾翔太氏個人の普通預金口座に関し、令和元年11月以降において、次の金額と同額の入出金があれば、その年月日が確認できるもの ① 50,000円 ⑧ 11,000円 ② 2,000円 ⑨ 31,200円 ③ 32,000円 ⑩ 51,365円 ④ 31,000円 ⑪ 72,000円 ⑤ 33,200円 ⑫ 91,000円 ⑥ 15,600円 ⑬ 42,360円 ⑦ 41,000円	令和5年2月7日 (2023年) 提出期限延長後提出
51	//	//	松尾翔太氏個人の普通預金口座に関し、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）からの引落しがあれば、その年月日と金額が分かるもの	//
52	株式会社 りそな銀行	//	平成18年以降、現在に至るまでに発行されたキャッシュカードのデザインが発行年ごとに分かるもの	記録不存在との理由により提出なし
53	//	//	松尾翔太氏個人の普通預金口座に関し、キャッシュカードの再発行が行われた時期が分かるもの	令和5年2月3日 (2023年) 提出期限延長後提出
54	//	//	松尾翔太氏個人の普通預金口座に関し、令和4年4月から同年8月の間に、キャッシュカードによる入出金の有無が分かるもの。また、この間に入出金がなかった場合は、最終の入出金日が分かるもの	//
55	//	//	松尾翔太氏個人の普通預金口座に関し、令和元年11月以降において、次の金額と同額の入出金があれば、その年月日が確認できるもの ① 50,000円 ⑧ 11,000円 ② 2,000円 ⑨ 31,200円 ③ 32,000円 ⑩ 51,365円 ④ 31,000円 ⑪ 72,000円 ⑤ 33,200円 ⑫ 91,000円 ⑥ 15,600円 ⑬ 42,360円 ⑦ 41,000円	//
56	//	//	松尾翔太氏個人の普通預金口座に関し、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）からの引落しがあれば、その年月日と金額が分かるもの	//

第11 記録の提出状況

	請求先	請求日	請求記録	提出日
57	松尾翔太氏	令和5年1月12日 (2023年)	松尾翔太氏が、政務活動費専用口座のキャッシュカードと取り違えたと自ら説明した同氏個人のキャッシュカードのカラーコピー（個人情報隠し、氏名、発行日、銀行名のみが分かるカラーコピーでも可）	不提出
58	独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）	令和5年1月19日 (2023年)	松尾翔太氏が居住していた住宅の令和4年3月6日以降の家賃支払の状況について、①松尾翔太氏以外の者が支払っていた場合は、支払金額及び日付が分かる資料、②未払のため敷金を充当していた場合は、その内容が分かる資料、③未払のままの場合は、督促などを行った日付及び内容が分かる資料（督促などを行っていない場合は、行っていない旨を記載）	令和5年1月30日 (2023年)

第12 証人の出頭拒否・不出頭及び記録の提出拒否・不提出の状況

1 証人の出頭拒否・不出頭の状況

(1) 令和4年(2022年)11月17日 午前10時(松尾 翔太 氏)

令和4年(2022年)11月8日の本特別委員会で、同年11月17日の本特別委員会への出頭を求めたところ、松尾元議員は「出頭請求に記載の事件については、誤った出金が行われた分の政務活動費についてはすべて返金されており市に損害を与えてはおりません。政務活動費の管理については不明瞭な点があることは認めますが会派の問題であり議会に対して証言すべき項目はありません。その上で私自身、議員辞職をする前に、出席する必要のない議会運営委員会に協力的に出席し説明をさせて頂きました。その説明が虚偽で業務上横領等の疑いが万が一あるのであれば、それは警察が捜査すべき事項であるとの考えから、出頭すべき客観的な理由が全く見いだせないため出頭は致しません。」という理由を示し、出頭しなかった。

(2) 令和4年(2022年)12月13日 午前10時(松尾 翔太 氏)

令和4年(2022年)12月2日の本特別委員会で、同年12月13日の本特別委員会への出頭を再び求めたところ、松尾元議員は「出頭請求に記載の事件については、誤った出金が行われた分の政務活動費についてはすべて返金されており市に損害を与えてはおりません。政務活動費の管理については不明瞭な点があることは認めますが会派の問題であり議会に対して証言すべき項目はありません。その上で私自身、議員辞職をする前に、出席する必要のない議会運営委員会に協力的に出席し説明をさせて頂きました。今回は記録の提出も求めています、議会運営委員会での説明が虚偽で業務上横領等の疑いが万が一あるのであれば、それは警察が捜査すべき事項であるとの考えから、出頭すべき客観的な理由が全く見いだせないため出頭は致しません」という理由を示し、出頭しなかった。

(3) 令和5年(2023年)1月30日 午後3時30分(松尾 翔太 氏)

令和5年(2023年)1月19日の本特別委員会で、同年1月30日の本特別委員会への出頭を求めたところ、松尾元議員は「出頭請求に記載の事件については、誤った出金が行われた分の政務活動費についてはすべて返金されており市に損害を与えてはおりません。政務活動費の管理については不明瞭な点があることは認めますが会派の問題であり議会に対して証言すべき項目はありません。その上で私自身、

第 12 証人の出頭拒否・不出頭及び記録の提出拒否・不提出の状況

議員辞職をする前に、出席する必要のない議会運営委員会に協力的に出席し説明をさせて頂きました。その説明が虚偽で業務上横領等の疑いが万が一あるのであれば、それは警察が捜査すべき事項であるとの考えから、出頭すべき客観的な理由が全く見いだせないため出頭は致しません」という理由を示し、出頭しなかった。

2 記録の提出拒否・不提出の状況

(1) 令和4年(2022年)12月16日(松尾 翔太 氏)

令和4年(2022年)12月2日の本特別委員会で、同年12月16日を期限として記録の提出を請求したところ、松尾元議員は「個人情報のため」という理由を示し、提出しなかった。

(2) 令和5年(2023年)1月26日(松尾 翔太 氏)

令和5年(2023年)1月12日の本特別委員会で、同年1月26日を期限として記録の提出を請求したところ、松尾元議員は「個人情報のため」という理由を示し、提出しなかった。

第13 告発の状況

1 告発の概要

(1) 告発の経緯

ア 大阪維新の会・吹田による不明瞭な入出金等に関与した松尾元議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、令和4年(2022年)11月17日及び同年12月13日に証人として出頭するよう請求したが、松尾元議員は各日において正当とは認められない理由を示し出頭しなかった。これら2件の不出頭の事実について、同年12月20日、本会議において松尾元議員を告発することが賛成多数で可決され、同年12月22日、大阪地方検察庁に告発書が提出された。

イ 松尾元議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、令和4年(2022年)12月16日及び令和5年(2023年)1月16日を期限として、本事案に関する記録の提出をするよう請求したが、松尾元議員は各記録について正当とは認められない理由を示し提出しなかった。また、松尾元議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、同年1月30日に証人として出頭するよう請求したが、松尾元議員は正当とは認められない理由を示し出頭しなかった。これら2件の記録の不提出の事実及び1件の不出頭の事実について、松尾元議員を告発する旨の議案を委員会提出議案として本会議に提案することを、同年1月30日開催の本特別委員会において決定している。

(2) 告発の概要

令和4年(2022年)12月20日の本会議において、「不出頭に対する告発について」が上程され、議決された。また、令和5年(2023年)1月30日の本特別委員会において、「不出頭等に対する告発について」を委員会提出議案として本会議に提案することを決定した。内容はそれぞれ以下のとおり。

不出頭に対する告発について（令和4年(2022年)12月20日議決）

市会議案第21号

不出頭に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、以下のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

吹田市議会議長 坂口 妙子

(2) 被告発人

松尾 翔太

2 告発の趣旨

被告発人の次項の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

被告発人は、吹田市議会に設置された政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会から、地方自治法第100条第1項に基づき、令和4年11月17日及び同年12月13日に証人として出頭するよう請求を受けながら、各日において正当とは認められない理由を示し、出頭しなかったものである。

4 告発に至った経緯

吹田市議会では、令和4年10月7日の議会運営委員会において報告された、大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等の調査のため、同年10月26日に政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会を設置した。

本市議会は、上記不明瞭な入出金等に関与した被告発人に対し、地方自治法第100条第1項の規定により、令和4年11月8日、同年11月17日の政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会に出頭を求めたところ、被告発人は「出頭請求に記載の事件については、誤った出金が行われた分の政務活動費についてはすべて返金されており市に損害を与えてはおりません。政務活動費の管理については不明瞭な点があることは認めますが会派の問題であり議会に対して証言すべき項目はありません。その上で私自身、議員辞職をする前に、出席する必要のない議会運営委員会に協力的に出席し説明をさせて頂きました。その説明が虚偽で業務上横領等の疑いが万が一あるのであれば、それは警察が捜査すべき事項であるとの考えから、出頭すべき客観的な理由が全く見いだせないため出頭は致しません。」という理由を示し、出頭しなかった。

その後、本市議会は被告発人に対し、令和4年12月5日、同年12月13日の政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会に再び出頭を求めたところ、被告発人は「出頭請求に記載の事件については、誤った出金が行われた分の政務活動費に

についてはすべて返金されており市に損害を与えてはおりません。政務活動費の管理については不明瞭な点があることは認めますが会派の問題であり議会に対して証言すべき項目はありません。その上で私自身、議員辞職をする前に、出席する必要のない議会運営委員会に協力的に出席し説明をさせて頂きました。今回は記録の提出も求めています、議会運営委員会での説明が虚偽で業務上横領等の疑いが万が一あるのであれば、それは警察が捜査すべき事項であるとの考えから、出頭すべき客観的な理由が全く見いだせないため出頭は致しません」という理由を示し、出頭しなかった。

被告発人が示した不出頭の理由は、いずれも正当なものとは認められないことから、告発を行うものである。

不出頭等に対する告発について（令和 5 年（2023 年）1 月 30 日に本会議への提案決定）

不出頭等に対する告発について（案）

地方自治法第100条第9項の規定により、以下のように告発する。

1 告発人及び被告発人

（1）告発人

吹田市議会議長 坂口 妙子

（2）被告発人

松尾 翔太

2 告発の趣旨

被告発人の次項の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

（1）被告発人は、本市議会から、地方自治法第100条第1項に基づき、令和4年12月16日及び令和5年1月26日を期限として、それぞれ記録を提出するよう請求を受けながら、正当とは認められない理由を示し、提出しなかったものである。

（2）被告発人は、本市議会から、地方自治法第100条第1項に基づき、令和5年1月30日の政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会に証人として出頭するよう請求を受けながら、正当とは認められない理由を示し、出頭しなかったものである。

4 告発に至った経緯

本市議会では、令和4年10月7日の議会運営委員会において報告された、大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等の調査のため、同年10月26日に政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会を設置した。

本市議会は、上記不明瞭な入出金等に関与した被告発人に対し、地方自治法第100条第1項の規定により、令和4年12月5日、同年12月16日を期限として、被告発人が、政務活動費専用口座のキャッシュカードと取り違えたと自ら供述する同人個人のキャッシュカードのカラーコピー（個人情報隠し、氏名、発行日、銀行名のみが分かるカラーコピーでも可）の提出を求めたところ、被告発人は「個人情報のため」という理由を示し、提出しなかった。

また、本市議会は、被告発人に対し、令和5年1月12日、同年1月26日を期限として、被告発人が、政務活動費専用口座のキャッシュカードと取り違えたと自ら説明した同人個人のキャッシュカードのカラーコピー（個人情報隠し、氏名、発行日、銀行名のみが分かるカラーコピーでも可）の提出を求めたところ、被告発人は「個人情報のため」という理由を示し、提出しなかった。

その後、本市議会は被告発人に対し、令和5年1月19日、同年1月30日の政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会に証人として出頭を求めたところ、被告発人は「出頭請求に記載の事件については、誤った出金となされた分の政務活動費についてはすべて返金されており市に損害を与えてはおりません。政務活動費の管理については不明瞭な点があることは認めますが会派の問題であり議会に対して証言すべき項目はありません。その上で私自身、議員辞職をする前に、出席する必要のない議会運営委員会に協力的に出席し説明をさせて頂きました。その説明が虚偽で業務上横領等の疑いが万が一あるのであれば、それは警察が捜査すべき事項であるとの考えから、出頭すべき客観的な理由が全く見いだせないため出頭は致しません」という理由を示し、出頭しなかった。

被告発人が示した記録の不提出及び不出頭の理由は、いずれも正当なものとは認められないことから、告発を行うものである。

なお、告発の事実（2）に関しては、令和4年12月20日付けで、被告発人を同種の不出頭事案で大阪地方検察庁に告発している。

第14 委託契約

1 弁護士への法的助言等業務委託

政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査のため、次に掲げる弁護士と法的助言等業務委託契約を締結した。

(1) 契約の相手

弁護士 本多 重夫 氏

(大阪市北区西天満4丁目3番4号 御影ビル4階)

(2) 業務委託の範囲

政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会の調査権行使に係る以下の事項に関し、法的助言・確認その他の調査権行使に係る補助業務

ア 証人への尋問及び参考人への質問

イ 議会に告発義務が生じた場合の告発事務

ウ 委員会調査の報告

エ 調査権行使全般

オ その他委員会の運営全般

(3) 委託期間

令和4年(2022年)11月18日から令和5年(2023年)2月17日まで

第15 委員会等の開催状況

第15 委員会等の開催状況

日程	時間	会議名	協議内容
令和4年10月31日 (2022年)	開会 午後2時47分 閉会 午後4時39分	100条委員会 準備会 【第1回】	1 本特別委員会の進め方などについて 2 次回以降の協議について
令和4年11月2日 (2022年)	開会 午後3時4分 閉会 午後4時59分	100条委員会 準備会 【第2回】	1 本特別委員会における記録提出の請求 や証人尋問について 2 次回以降の協議について
令和4年11月8日 (2022年)	開会 午前11時32分 閉会 午後1時12分	100条委員会 準備会 【第3回】	1 議会事務局職員に対する聞き取り調査 について 2 松尾翔太氏に対する証人尋問について 3 次回以降の協議について 4 その他
令和4年11月8日 (2022年)	開会 午後1時3分 閉会 午後1時5分	委員会 【第1回】	1 証人の出頭請求について
令和4年11月16日 (2022年)	開会 午後1時 閉会 午後5時21分	100条委員会 準備会 【第4回】	1 斎藤議員及び大阪維新の会・吹田所属 議員（高村議員、橋本議員）に対する 聞き取り調査について 2 令和4年11月17日開催の本特別委員会 について 3 次回以降の協議について
令和4年11月17日 (2022年)	開会 午後3時8分 閉会 午後3時29分	委員会 【第2回】	1 証人尋問について 2 弁護士との委託契約について
令和4年11月17日 (2022年)	開会 午後3時45分 閉会 午後5時42分	100条委員会 準備会 【第5回】	1 井口議員に対する聞き取り調査につい て 2 次回以降の協議について
令和4年11月22日 (2022年)	開会 午後1時 閉会 午後3時23分	100条委員会 準備会 【第6回】	1 松尾翔太氏の出頭拒否に対する対応に ついて 2 提出請求記録等の検討について 3 次回以降の協議について
令和4年11月30日 (2022年)	開会 午前10時1分 閉会 午前11時46分	100条委員会 準備会 【第7回】	1 記録提出の請求について 2 松尾翔太氏に対する証人尋問について 3 令和4年12月2日開催の本特別委員会 の傍聴の取扱いについて 4 次回以降の協議について
令和4年12月2日 (2022年)	開会 午後4時26分 閉会 午後4時42分	委員会 【第3回】	1 証人の出頭請求について 2 記録の提出について

第15 委員会等の開催状況

日程	時間	会議名	協議内容
令和4年12月5日 (2022年)	開会 午後4時9分 閉会 午後4時13分	委員会 【第4回】	1 記録の提出について
令和4年12月12日 (2022年)	開会 午後1時31分 閉会 午後2時46分	100条委員会 準備会 【第8回】	1 1 松尾翔太氏に対する証人尋問について 2 斎藤議員、高村議員、橋本議員及び井口議員に対する証人尋問について 3 令和4年12月13日開催の本特別委員会の傍聴の取扱いについて 4 次回以降の協議について
令和4年12月13日 (2022年)	開会 午前10時35分 閉会 午前11時5分	委員会 【第5回】	1 証人尋問について 2 不出頭に対する告発について 3 証人の出頭請求について
令和4年12月14日 (2022年)	開会 午後1時 閉会 午後2時24分	100条委員会 準備会 【第9回】	橋本議員、高村議員、井口議員及び斎藤議員に対する証人尋問を行う令和4年12月20日(火)、21日(水)、22日(木)の本特別委員会について 1 2 本特別委員会の調査経費について 3 次回以降の協議について 4 その他
令和4年12月20日 (2022年)	開会 午後2時3分 閉会 午後3時52分	委員会 【第6回】	1 証人尋問について 2 記録の提出の期限延長について
令和4年12月21日 (2022年)	開会 午前10時5分 閉会 午後2時40分	委員会 【第7回】	1 証人尋問について 2 記録の提出について
令和4年12月22日 (2022年)	開会 午前10時2分 閉会 午後0時19分	委員会 【第8回】	1 証人尋問について
令和4年12月22日 (2022年)	開会 午後1時10分 閉会 午後2時6分	100条委員会 準備会 【第10回】	1 次回以降の協議について
令和4年12月26日 (2022年)	開会 午前10時1分 閉会 午前11時23分	100条委員会 準備会 【第11回】	1 証人尋問について 2 記録提出の請求について 3 令和4年12月27日開催の本特別委員会の傍聴等の取扱いについて 4 次回以降の協議について 5 その他

第15 委員会等の開催状況

日程	時間	会議名	協議内容
令和4年12月27日 (2022年)	開会 午前10時 閉会 午前11時38分	100条委員会 準備会 【第12回】	1 証人尋問について 2 記録提出の請求について 3 本日の本特別委員会の開会時刻について 4 次回以降の協議について
令和4年12月27日 (2022年)	開会 午前11時24分 閉会 午前11時35分	委員会 【第9回】	1 証人の出頭請求について 2 記録の提出について
令和5年1月6日 (2023年)	開会 午後1時2分 閉会 午後2時23分	100条委員会 準備会 【第13回】	1 杉江友介氏に対する尋問内容について 2 次回以降の協議について 3 証人尋問及び記録提出の請求について
令和5年1月12日 (2023年)	開会 午前10時2分 閉会 午前11時20分	100条委員会 準備会 【第14回】	1 記録提出の請求について 2 本日の本特別委員会の傍聴等の取扱いについて 3 杉江友介氏に対する尋問内容について 4 令和5年1月16日(月)開催の本特別委員会の傍聴等の取扱いについて 5 次回以降の協議などについて 6 その他
令和5年1月12日 (2023年)	開会 午前11時30分 閉会 午前11時40分	委員会 【第10回】	1 記録の提出について
令和5年1月16日 (2023年)	開会 午後1時10分 閉会 午後2時32分	委員会 【第11回】	1 証人尋問について
令和5年1月16日 (2023年)	開会 午後2時42分 閉会 午後3時49分	100条委員会 準備会 【第15回】	1 調査報告書について 2 次回以降の協議について
令和5年1月19日 (2023年)	開会 午前10時 閉会 午前10時55分	100条委員会 準備会 【第16回】	1 証人尋問について 2 記録提出の請求について 3 本日の本特別委員会の傍聴等の取扱いについて 4 調査報告書について 5 本特別委員会の記録の作成について 6 次回以降の協議などについて 7 その他
令和5年1月19日 (2023年)	開会 午前11時1分 閉会 午前11時8分	委員会 【第12回】	1 証人の出頭請求について 2 記録の提出について

第15 委員会等の開催状況

日程	時間	会議名	協議内容
令和5年1月20日 (2023年)	開会 午前10時 閉会 午前10時36分	100条委員会 準備会 【第17回】	1 調査報告書について 2 次回以降の協議などについて
令和5年1月27日 (2023年)	開会 午後1時30分 閉会 午後2時53分	100条委員会 準備会 【第18回】	1 松尾翔太氏に対する証人尋問について 2 松尾翔太氏の記録の不提出について 3 不出頭等に対する告発について 4 令和5年1月30日の本特別委員会の傍聴等の取扱いについて 5 調査報告書について 6 次回以降の協議などについて
令和5年1月30日 (2023年)	開会 午後3時35分 閉会 午後3時56分	委員会 【第13回】	1 証人尋問について 2 記録の不提出について 3 不出頭等に対する告発について
令和5年1月30日 (2023年)	開会 午後4時6分 閉会 午後7時6分	100条委員会 準備会 【第19回】	1 調査報告書について 2 記録の提出期限の延長について 3 次回以降の協議などについて
令和5年2月1日 (2023年)	開会 午後1時10分 閉会 午後1時12分	委員会 【第14回】	1 記録の提出の期限延長について
令和5年2月1日 (2023年)	開会 午後1時12分 閉会 午後2時50分	100条委員会 準備会 【第20回】	1 調査報告書について 2 次回以降の協議などについて 3 その他
令和5年2月13日 (2023年)	開会 午後1時9分 閉会 午後1時39分	委員会 【第15回】	1 委員会調査報告書（案）について 2 記録の返却について